

東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等（第14条—第34条）」を

「第5章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等（第14条—第34条）
第5章の2 特定個人情報に関する特則（第34条の2—第34条の11）」に改める。

第2条第2号中「次条第3項」の次に「、第5章の2」を加え、同条第4号中「いう」の次に「（第5章の2に係るものを除く。）」を加える。

第3条第3項中「第8章」を「第5章の2及び第8章」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 特定個人情報に関する特則

（定義）

第34条の2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （2）本人 番号法第2条第6項に規定する本人をいう。
- （3）特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （4）保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

（特定個人情報の収集の制限）

第34条の3 実施機関は、第6条の規定にかかわらず、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第34条の4 実施機関は、第12条の規定にかかわらず、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら

利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の提供の制限)

第34条の5 実施機関は、第12条及び第13条の規定にかかわらず、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

(開示請求に関する特例)

第34条の6 保有特定個人情報の開示請求について第14条及び第15条の規定を適用する場合は、第14条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」とあるのは「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）」と、第15条第2項中「法定代理人」とあるのは「代理人」とする。

(開示義務に関する特例)

第34条の7 保有特定個人情報の開示義務について第16条の規定を適用する場合は、同条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」とあるのは「代理人」と、同条第8号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」とあるのは「代理人」と、「当該未成年者又は成年被後見人」とあるのは「本人」とする。

2 開示請求者と同一の世帯に属する者以外の者に係る保有特定個人情報については、第16条第2号ただし書の規定は適用しない。

(開示の方法に関する特例)

第34条の8 保有特定個人情報の開示の方法について第24条の規定を適用する場合は、同条第1項中「法定代理人」とあるのは、「代理人」とする。

(訂正請求に関する特例)

第34条の9 保有特定個人情報の訂正請求について第26条及び第27条の規定を適用する場合は、第26条第2項中「第14条第2項」とあるのは「第34条の6の規定により読み替えて適用する第14条第2項」と、第27条第3項中「第15条第2項」とあるのは「第34条の6の規定により読み替えて適用する第15条第2項」とする。

(利用停止請求に関する特例)

第34条の10 保有特定個人情報の利用停止請求について第31条及び第32条の規定を適用する場合は、第31条第1項第1号中「第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたとき、又は第12条第1項から第3項までの規定に違反して利用されているとき」とあるのは「実施機関により適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第

第34条の4の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この号において「番号法」という。）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」と、同項第2号中「第12条第1項から第3項まで、若しくは第13条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき」とあるのは「第34条の5の規定に違反して提供されているとき」と、同条第2項中「第14条第2項」とあるのは「第34条の6の規定により読み替えて適用する第14条第2項」と、第32条第2項中「第15条第2項」とあるのは「第34条の6の規定により読み替えて適用する第15条第2項」とする。

（保有特定個人情報の開示についての適用除外）

第34条の11 保有特定個人情報の開示については、第48条第1項の規定は適用しない。

第49条中「第5章」の次に「及び第5章の2」を加える。

第2条 東大和市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第34条の11」を「第34条の12」に改める。

第34条の2第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第34条の4第2項中「ために保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第5章の2中第34条の11を第34条の12とする。

第34条の10中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。）」を加え、同条に次の1項を加え、同条を第34条の11とする。

2 情報提供等記録については、第31条の規定にかかわらず、利用停止請求をすることができない。

第34条の9の次に次の1条を加える。

（訂正をした場合における通知先）

第34条の10 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、第30条の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政
手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法
律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。